

広
報

2007. 6 No. 15

あびら



安平町が考える自治基本条例

安平町「自治基本条例(仮称)」を制定します

「町民主体」「町民と進める協働」による信頼されるまちづくりをめざして

はじめに

地方分権改革が進展する中で、地方自治体における自治のあり方、町政運営のパートナーとしての町民の参加、協働のあり方などの基本的な理念を定めた自治基本条例やまちづくり基本条例が全国各地で制定されています。

本町においても、昨年の歴史的合併を契機に「信頼されるまちづくり」を基本目標として「町民主体」「町民との協働」によるまちづくり実現に向けて、自治基本条例の制定を目指しています。

自治基本条例の概要

1 自治基本条例ってなに？

自治基本条例は、安平町のまちづくりや地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法

で決めていくのかなどの自治の仕組みの基本ルールを定めるものです。

具体的には、まちづくりの基本理念や町民の権利と義務のほか、町政運営の基本原則、議会と執行機関のそれぞれの役割と責務などを定めます。

この条例は、「地方自治の憲法」ともいわれているもので、町その他の条例や規則、計画などは、この条例の目的や基本理念を踏まえて定めることとなります。

2 なぜ、この条例が必要なの？

今、全国各地の自治体で自治基本条例を制定する動きが広がっています。こうした動きを推し進める背景には、次の要因が考えられます。

平成12年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置付けが、それまでの国の下請け

機関的なものから、国及び北海道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。

国の法律等に基づいて全国一律に実施されていた各種の行政サービスも、町民の皆さんの視点から捉え、地域の特性やニーズに則して再構築することが求められています。

自分たちの町の将来像を自分たちで描き、地域の個性を活かしたまちづくりを主体的に進めていく権利と責任が拡大しました。

このような時代の変化に対応し、自己決定や自己責任に基づく、個性のある自治体運営を進めていくための基本原則として、自治基本条例の制定が必要とされています。

これからの分権社会において、現在の水準の公共サービスを町だけで担っていくには限界があります。地域の課題を一番よく知っているのは、地域の皆さんです。

「よりよいまちをつくる」ためには、町民の皆さんと町が、これまでの住民自治活動を維持しながら、「町民、議会及び町が共通認識を持って、それぞれの役割分担に応じて、よ



瑞穂ダム花公園化を目指して
昨年行われた花の植栽風景

り一層の協働によるまちづくりの基本的ルール」としても、自治基本条例が必要とされていると考えます。

3 条例でどのようなことを定めるの？

自治基本条例策定の流れはまだ新しく、自治体によって内容は少しずつ異なりますが、町と町民の関係、参加のための仕組み、自治体運営の最高規範としての位置付けなどが共通して規定されています。安平町では、どんな考え方を基本として町政を運営するか

という基本理念、基本原則はもちろんのこと、地方自治の主役である町民の権利や責務、参加と協働、行政の責任などのほか、安平町の特性を踏まえた自治のあり方を条例の中に盛り込んでいこうと考えています。

4 条例を制定すると何が変わるの？

町民と行政がそれぞれ何をやるのか、何をしなければならぬのか、何が明確になり、審議会、意見聴取等の町民参加や協働などの仕組みが整えら

れ、それに必要な町からの情報
の提供、説明責任・応答責任
などが義務づけられること
になります。町民が「よりよ
い安平町をつくろう」と思っ
たときに、参加できる制度が
整えられることにより、町民
の意見が一層町政に活かされ
るようになると思います。

5 なぜ安平町に必要なの？

本町においても、合併を契機
に「信頼されるまちづくり」を
目標に掲げ、町民の皆さんを原
点に「住民を主体としたまち
づくり」、「町民と進める協働の
まちづくり」を基本原則として
地方分権型社会の確立を目指

すこととしています。

本町において、これから制定
しようとしている「自治基本条
例」は、前述の項目を十分踏ま
えたうえで、このまちづくりの
基本目標を制度化し、町民の
権利保護やそのための制度保
障などを、自治体の法律である
自治基本条例の制定によって
実現しようと考えています。

6 自治基本条例ができたあと、 私たちは何をすればいいの？

最初に、この条例の内容を
理解し、自分のできることか
ら、まちづくりに参加してい
くこととなります。

また、最初に出上がる条

例は、完成版としてではなく
これから「成長していく条例」
と考えていることから、安平
町のまちづくりの進み具合に
合わせて、内容を見直すこと
にしていますので、この条例
がいつまでも安平町にふさわ
しい条例でありつづけるよう
に「みなさんで育てて成長さ
せていく」必要があると考え
ています。

7 自治基本条例と他の条例 とはどういう関係にあるの？

自治基本条例は、安平町が
まちづくりを進めるときに最
も基本的なルールを定めよう
と考えることから、たくさん
ある条例の中で、最も重要な
ものと考え、今まである条例
を見直したり、新しい条例を
つくるときには、この自治基
本条例に合わせてつくられる
ことになると考えます。この
ため、自治基本条例は、安平
町の「最高規範」（最高のきま
り）と位置付けしようと考え
ています。

おわりに

自治基本条例は、まちづく

りの進展、分権改革、町民活動
の隆盛等を背景に各地で制定
され、自治体運営の基本を表
すものとして定着しつつあり
ますが、その一方で、その意義
や必要性、最高位性について
懐疑的な意見もあります。

しかしながら、本町におい
ては昨年の歴史的合併を契機
に新たな自治体として新しい
まちづくりを進める中で、そ
の必要性や住民自治の確立等
の課題を実現するため、自治
基本条例の制定が不可欠と考
え、制定に向けて検討してき
ました。

これから制定しようとする
条例は、住民自身を主人公と
して、安平町のまちづくりの
基本的な考え方を明らかにす
るとともに、町民の皆さんの
参加のもと協働によるまちづ
くりを推進するための基本的
事項を定め、町民の皆さん自
らの意思に基づいた自治の実
現を図ることを目的とした内
容の条例を制定しようと考え
ますことから、その制定過程
においては皆さんの参加のも
と推し進めることを基本と考
え、ある程度の案（たたき台）
がまとまった段階で、要所に



昨年の自治会長会議

においてパブリックコメント手
続や意見を聴取する機会を設
けて皆さんの意見を反映した
いと考えていますので特段の
ご理解をお願いします。

いづれにしても、これから
制定しようとする条例は、前
述したとおり成長させていく
条例と考えていますことから、
安平町にふさわしい身の丈に
あつた個性的な条例制定を目
指しますので、町民の皆さん
ご協力を併せてお願いします。

問合せ

この記事に関する問合せは、
総務課地方分権係まで。

☎ 2511 (内線118)



老人クラブで毎年実施しているセン
ターブリッジ(追分駅横)の清掃活動



まちをきれいに

「まちをきれいにしよう」と安平町建設協会が5月1日に追分市街地の町道を清掃する奉仕活動を実施しました。

これは毎年行なわれている活動で今年も路上にたまった砂ぼこりを竹ぼうきで掃き、トラックで運搬するなどの作業が行なわれ、おかげで道路がきれいになり、行きかう人も大変喜んでいました。

交通事故をなくしましょう

「悲惨な事故をなくそう」と道行くドライバーに交通安全を呼びかけるセーフティーコール街頭一斉啓発が5月11日、国道234号JR早来駅前交差点において実施されました。

これは、春の交通安全運動の開始にあわせて毎年行なわれているもので、参加者らは交通安全と書かれた黄色い旗を振りながら安全運転を呼びかけていました。



ハイキングや絵で交流

「安平町の広い大地で、ハイキングや絵を描いて楽しもう」と、「2007 いけまぜアトリエ special 野やま de ハイキング」が5月19日から20日の日程でみずほ館などを会場に開催されました。

ハンディキャップを持った方々の能力を活かして、社会に出るために支援しているいけまぜアトリエ（代表高橋義男（苦小牧市））。安平町での開催は今回で4回目を数えます。

この日札幌市や浦河町などから参加した35名の皆さんは、早来瑞穂地区で山菜採りを楽しんだ後、三谷農園（早来瑞穂）でその山菜を調理しバーベキューを楽しみました。その後、思い思いに絵を描き、参加者たちは和気あいあいとした雰囲気のもと交流を深め、さらにいつもはできない山菜採りなどの体験に新たな発見もあったようです。

歩こう会 心地よい汗

5月13日、追分地区で歩こう会が開催されました。

これは旧追分町からの恒例の行事で、去年は雨天で中止となってしまう、2年ぶりの開催となりました。

5地区に分かれ、それぞれのコースを朝の清々しい空気の中、満開に咲く桜を見ながら参加した94名のみなさんは心地よい汗を流していました。





素足で田植えを体験

5月26日 子どもたちが武田忠雄さん(追分美園)の圃場で田植え体験を行ないました。

教育委員会に申し込みがあった44名のうち当日36名が参加し苗の植え方を学んだ後、素足で田んぼに入り田植えに挑戦。

夏には稲の生育状況の調査や周辺の観察会などが計画されており、秋には稲刈りや脱穀作業を行い、みんなで新米を試食することになっています。



四季折々の力作を鑑賞

3月31日から5月10日までぬくもりの湯の展示コーナーで町内の愛好家などによる「風景・四季を楽しむ会写真展」が開かれました。

太陽光をたくみに捉えた写真や秋の収穫作業を写したものなど季節ごとの力作に入浴に来た人も立ち止まって鑑賞。今後も施設を有効に活用して来場された方に楽しんでもらう取り組みを進めていくとのことです。



追分イーグルス優勝 町内チーム大活躍

第36回全道少年野球大会胆振東部ブロック予選兼第27回胆振東部春季少年野球大会が5月13日、ときわ球場、早来小学校グラウンド、遠浅公園グラウンドを会場に開催されました。

小雨が降る中、追分イーグルス、早来メッツ、遠浅スピリッツの町内チームの他、むかわ町などから集まった7チームがトーナメント方式で優勝を競い合いました。

偶然にも町内チーム同士の組み合わせとなり、熱い試合が展開されました。追分イーグルスは遠浅スピリッツとの初戦を制し、続く早来メッツとの2回戦目も勝ち、終始自分たちの野球をし、見事優勝に輝きました。

また、早来メッツは3位に入賞し、町内勢が大活躍しました。



安全を祈り、豊水と五穀豊穡を願う
5月7日に安平町土地改良区主催による瑞穂ダムの安全祈願(水神宮祭)が行なわれました。

このダムは農業用水の確保が目的ですが、町民にも親しまれている憩いの場所です。昨年は植樹や花壇づくり、秋にはどろんこまつりが開催されています。
当日、事故防止と今年1年の豊水と五穀豊穡を願いました。



初せりいで1箱20万円

5月9日に追分花園の野菜集出荷場でアサヒメロンの初出荷が行なわれ、36戸の生産組合員のトップを切つて2戸の農家が品質の検査を受けました。

今回出されたのは4〜6玉入り8kgの箱で10ケース。箱には生産者番号と品質が表示されていました。アサヒメロン生産組合では、今年の作付け面積は38haで販売総額3億8千万円を目標に10月まで出荷していくとのこと。

糖度14度以上のメロンをアサヒメロンのブランドとして出荷しますが、この日は16度以上（昨年同時期は15度）。

初せりでは、4玉入り1箱20万円の値が付きました。



忘れずに接種を

狂犬病予防注射は、生後91日以上の子犬が年に1回必ず接種しなければなりません。今年4月25日から5月11日まで町内の施設を巡回しながら行ない437頭の犬が注射を受けました。

安平町には3月末現在839頭の畜犬が登録されていますが、期間中会場に来ることができなかった方のために2回目の接種を実施する予定です。

「動物病院でも予防注射を受けることができますので、忘れずに接種してください」と町では呼びかけています。

災害時の協力体制に関する協定書に調印

地球温暖化などの影響で各地では大規模な災害が発生しています。安平町は自然災害が比較的少ない方ですが、近年活断層の跡が見つかり新聞にも掲載されました。

こうした状況の中、5月11日にふれあいセンターいぶきで町と安平町建設協会の間で災害時の協力体制に関する協定が結ばれました。「住民が安全で安心できるまちづくりは行政の最大の責任。今後は、資材の提供や人的な支援をお願いしたい」と町長が挨拶。建設協会の西村次郎会長は「自然災害はいつ起きるかわからない。大規模な時は、自衛隊や消防団などに要請しなければならないが、連絡体制や資機材の調達など自分たちができる範囲で協力していきたい」と話していました。



資材の提供や人的な支援をお願いしたい」と町長が挨拶。建設協会の西村次郎会長は「自然災害はいつ起きるかわからない。大規模な時は、自衛隊や消防団などに要請しなければならないが、連絡体制や資機材の調達など自分たちができる範囲で協力していきたい」と話していました。

木製プランターを寄贈
陸上自衛隊安平駐屯地では隊員の皆さんが勤務時間外に作った木製のプランターを安平町に贈ることになり、5月9日に町長に引き渡しが行なわれました。縦200cm、横25cm、深さ25cmの大型プランターが6個と小型のものが20個。いずれも市販のものが収まる大きさに作られています。町では早来駅前設置してきれいな花を植えた手作りのプランターを皆さんに見ていただく予定です。



製作者代表の高橋さん（右端）と伏木司令



市販の製品が3個入る大型プランター

中国での普及を

5月12日に中国の視察団が山田羔（こう）さんが経営する木のサイロパークゴルフ場を訪れプレーをしながら交流を深めました。

山田さんは8年前からパークゴルフを通して中日友好を進めてきたことが縁で視察地に選ばれたとのこと。また中国ではゴルフは一部の上流階級のスポーツです。手軽にできるパークゴルフを庶民のスポーツとして普及していきたい」と団長の田雄さんは施設づくりに意欲を示していました。



左から山田羔さん、田雄団長。右端が李鉄民元中目領事官。

高齢者の交通安全を

60歳以上の追分地区の方を対象に高齢者交通安全教室が5月18日にぬくもりセンターで開催されました。

追分駐在所長が町内で発生した3件の事例を解説。交通安全推進員から認知機能が低下している方の運転の特徴を紹介し、高齢者ドライバーの交通安全を呼びかけていました。



野山で動植物を観察

自然の中を散策して草花や虫などの動植物を観察しようと子どもチャレンジ塾が5月20日に早來の町民の森で行なわれました。



花びらの下の違いが見分けるポイントです。

珍しい花などを見つけて指導員に名前を聞く光景や虫取りに夢中な子どももいました。今では数が減少したエゾタンポポも自生しており、はじめて見る親たちも驚いていました。

中村喜一安平町名誉町民 (元追分町長)がご逝去

5月22日 元追分町長で安平町名誉町民である中村喜一氏が入院先の病院でご逝去され、25日の告別式は町葬により執り行われました。

故人は空知管内新十津川村（現新十津川町）で出生。現在JRである旧国鉄に就職した後、追分町役場に採用され、昭和43年の町長選挙に初当選以来4期16年間町政のトップとして旧追分町の発展に尽力されました。特に住民自治の確立や生活優先のまちづくりは全国的にも高い評価を受けており、一般家庭のごみ収集の無料化や老人ヘルパー制度の創設、70歳以上の老人医療費の無料化をいち早く取り入れるなど福祉の充実に力をそそがれました。



在任中には簡易水道の完成や町営団地の宅地分譲はじめ生活環境の整備、国営農

中村喜一様の90年の主な足跡

- 大正5年 樺戸郡新十津川村にて出生
- 昭和9年 小樽市立高等実修商科学校卒業
- 昭和9年 国鉄室蘭機関区勤務
- 昭和10年 国鉄追分機関区勤務
- 昭和17年 国鉄東京鉄道教習所運転高等科修了
- 昭和28年 追分町役場勤務（民生課長、議会事務局局長など）
- 昭和43年 追分町長就任（昭和59年まで4期連続）

<公職歴>

- 昭和50年 北海道町村自治懇談会副会長
- 昭和54年 北海道町村自治懇談会会長
全国町村自治研究会副会長

<受章歴>

- 昭和58年 北海道社会貢献賞（地方自治）
- 平成5年 追分町自治功労賞
- 平成10年 追分町名誉町民の称号を授与

地開発事業の実現と農業の振興に貢献。また焼失した中学校の再建や給食センターの建設など教育施設の整備にも尽力されました。

住民の目線で行政運営を進めてきた中村名誉町民の葬儀には役場の旧職員をはじめ町内外から多くの人が集まり故人の冥福を祈っていました。



日本詩吟学院岳風会早來支部創立40周年記念大会で感謝状を受ける（平成17年6月）



彩り豊かな街に
 追分地区で5月20日に毎年恒例となつている花いっぱい運動が行なわれ、地域住民の方が花壇にマリーゴールドやサルビアなどの花を植えました。

今年のサクラは満開で町内の名所はどこも見ごろでした。これから緑色が濃くなる季節を迎えサクラに替わり、彩り豊かな草花が街に咲いて往來する人の目を楽しませてくれるでしょう。

早來地区でも自治会ごとに植栽をする予定です。



マチの財政状況

平成18年度下半期(10月～3月)

「地方自治法」及び「安平町財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき平成19年3月31日現在の一般会計の歳入歳出、財産、地方債、住民負担の状況をお知らせします。

町有財産の状況

土地

① 18,074,184㎡

1人当たり1,957.98㎡

② 18,068,836㎡

学校用地、公園、山林、宅地など

建物

① 124,903㎡

1人当たり13.53㎡

② 124,819㎡

役場庁舎、町立学校、公民館など

自動車

① 64台

② 64台

役場乗用車ほか46、ダンプ1、トラック4、グレーダ1、バス8、除雪車4

積立金

① 1,998,161千円

1人当たり216,462円

② 1,686,777千円

財政調整基金、減債基金など

有価証券

① 171,764千円

1人当たり18,607円

② 171,764千円

株券：(株)北海道畜産公社、(株)春雪さぶーるなど

出資金

① 39,851千円

1人当たり4,317円

② 39,851千円

安平町土地開発公社、胆振東森林組合など

①は19年3月31日、②は18年9月30日現在。3月末の人口は9,231人です。

予算の執行状況

区 分	予 算 額 63億6,847万9千円		執行率 ②÷①
	予算現額 ①	収入済額 ②	
歳入	収入済額 53億2,079万7千円 (83.5%)		
町 税	1,751,212千円	1,707,765千円	97.5%
使用料及び手数料	242,895千円	234,005千円	96.3%
地方交付税	2,087,158千円	2,087,158千円	100.0%
国庫支出金	424,893千円	189,213千円	44.5%
道支出金	347,883千円	287,006千円	82.5%
繰入金	36,035千円	180千円	0.5%
諸収入	172,000千円	170,931千円	99.4%
町債	613,800千円	0千円	0.0%
その他	692,603千円	644,539千円	93.1%
合 計	6,368,479千円	5,320,797千円	83.5%

※その他は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金などです。

区 分	予 算 額 63億6,847万9千円		執行率 ②÷①
	予算現額 ①	支出済額 ②	
歳出	支出済額 55億2,262万2千円 (86.7%)		
総務費	739,430千円	440,452千円	59.6%
民生費	778,340千円	660,893千円	84.9%
衛生費	323,205千円	315,810千円	97.7%
農林水産業費	292,259千円	239,234千円	81.9%
土木費	842,145千円	800,875千円	95.1%
消防費	367,412千円	367,344千円	100.0%
教育費	630,399千円	561,771千円	89.1%
公債費	946,981千円	704,411千円	74.4%
給与費	1,254,916千円	1,253,555千円	99.9%
その他	193,392千円	178,277千円	92.2%
合 計	6,368,479千円	5,522,622千円	86.7%

※その他は議会費、労働費、商工費、予備費などです。

注)平成19年3月31日現在の執行状況のため、町債等まだ収入済みとなっていないものがあるため支出が収入を上回っていますが、一時的に基金を運用し支出に充てています。なお、4月～5月の出納整理期間に、残されている収入と支出を行い、決算はおおむね予算額どおりになる見込みです。

区 分	一定の基準を満たす事業の財源として町が長期に借入れたお金です。		1人当たり
	現在高	比率	
公営住宅債	2,321,267千円	28.7%	251,464円
過疎対策債	1,365,855千円	16.9%	147,964円
合併特例債	58,200千円	0.7%	6,305円
災害復旧債	67,464千円	0.8%	7,308円
減税補てん債	363,812千円	4.5%	39,412円
臨時財政対策債	1,581,723千円	19.5%	171,349円
その他	2,343,117千円	28.9%	253,831円
合 計	8,101,438千円	100.0%	877,633円

※その他は一般公共事業債、一般単独事業債などです。

が大切 (エキノコックス対策)



この幼虫が寄生したネズミを食べたキツネの腸の中では成虫に…。自然界ではその循環を繰り返していました。このようにエキノコックスはキツネとネズミの間で「食べる」「食べられる」という循環を続けていくうちには人には問題はありませんでした。しかし、エキノコックスを持つているキツネに触れたり、糞便に汚染された山菜や沢水をそのまま口にすると、肝臓に幼虫が寄生してエキノコックス症を引き起こすことがあります。

エキノコックスが主に肝臓に寄生して自覚症状が出るまで数年から十数年を要します。進行が大変遅いという特徴がある病気なので自覚症状が出る

この病気は何よりも早期に発見して早めに治療をすることが大切で、そうすることで完全に治すことができると言

エキノコックスとは、キツネなどの腸の中にいる寄生虫の名前のことで、これによって引き起こされる感染症がエキノコックス症という病気です。この病気は、キツネなどの排泄物に混じった虫卵が人間の口から体内に入り、幼虫と

なって肝臓に寄生し肝機能障害などを起こす人畜共通感染症のひとつと言われています。(感染経路は11ページの図を参照)

エキノコックスの成虫は、キツネの腸に寄生しそこで卵を産み、その虫卵が糞便と共に排泄。それをネズミが木の芽や草の実などと一緒に食べ、体内で卵がかえり幼虫になり、肝臓に寄生します。

早期発見・早期治療を

エキノコックスの幼虫が口から入っても人は感染しません。人間同士で伝染することも、エキノコックス症にかかっている家畜や野ネズミから移ることもありません。人がエキノコックス症を起こす原因となるのは虫卵が口から入ったときだけです。すなわち、虫卵を体内に入れないことが最良の対策と言えます。

これらの症状は、肝機能障害によって起こるものです。エキノコックス症の治療方法には薬による治療がありますが、完治するには病巣が大きくなる段階で手術により患部を切り取るしかないとのことです。

エキノコックスとは

山菜採りやハイキングなど、野山に入る機会が増えます。鳥や野生の小動物との出会い、可憐な草花を見ることが出来る山は自然の宝庫です。身近に感じ気軽に散策する野山ですが、病を引き起こす危険性もたくさんあり、エキノコックス症という病気もそのひとつです。この病気は正しい知識を身につけ、適切に対処していれば予防できると言われていています。旧早来町は昭和61年に旧追分町は平成2年に「エキノコックス症対策重点地域」に指定され、現在は、北海道全域が対象になっています。この時期に改めて考えてみましょう。

伝染しない感染症

エキノコックスの幼虫が口から入っても人は感染しません。人間同士で伝染することも、エキノコックス症にかかっている家畜や野ネズミから移ることもありません。人がエキノコックス症を起こす原因となるのは虫卵が口から入ったときだけです。すなわち、虫卵を体内に入れないことが最良の対策と言えます。



成虫が寄生する動物
キツネ、犬など
幼虫が寄生する動物
野ネズミ、人、豚など

るころにはかなり悪化しているとのこと。町では5年ごとに住民を対象とした検査を行なっていますが、エキノコックス症にかかると次のような症状が表われます。

主な症状

- 疲れやすい
- 上腹部などに不快感
- 上腹部の膨満感
- 黄疸(おうだん)

これら症状は、肝機能障害によって起こるものです。

エキノコックス症の治療方法には薬による治療がありますが、完治するには病巣が大きくなる段階で手術により患部を切り取るしかないとのことです。

この病気は何よりも早期に発見して早めに治療をすることが大切で、そうすることで完全に治すことができると言

正しい知識と適切な予防

われています。

まず感染の予防が第一

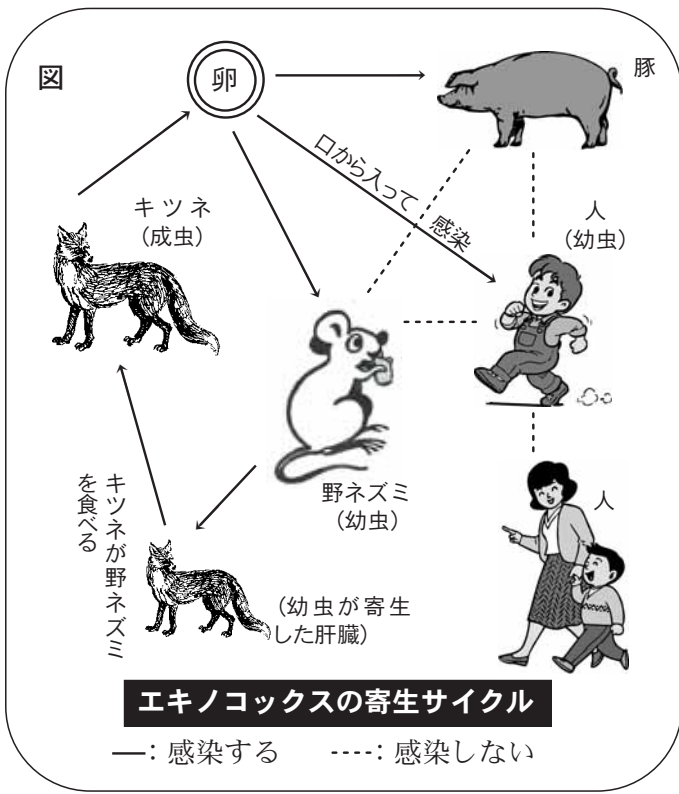
正しい知識を持ち適切な対処をすれば、人はエキノコックスから体を守ることができ

ます。これから山菜採りのシーズンを迎え、エキノコックス症にかからないためには感染からの予防が第一です。そのために、生水や生ものには気を付けるように保健所などでは呼びかけています。

生ものや生水を口にしない。



エキノコックスは、虫卵が口に入ると感染します。野山に出かけた時は小川の水や沢水など生水は飲まないことです。春は仔キツネが巣の周りでネズミを捕り始めます。また、ほかの小動物や鳥などが少ないこともあり、4月から6月はキツネのエサとして野ネズミへの依存が高い時期です。



エキノコックスの虫卵に関する実験結果

によると気温が高くなるほど寿命が短くなります。

また虫卵には次のような性質があることが分かってきました。

- 高温に弱い (100度で1分以内、70度では5分以内で死滅)
- 乾燥に弱い (21度〜24度、湿度6・2〜33・8%で7日間放置されたものに感染性なし)
- 低温には強い (氷点下30度で28日置いたものにも感染性もあり)

温度	4度	10度	15度	20度	25度	30度
虫卵の寿命	205～269日	90～120日	45～60日	24～30日	12～15日	6～8日

キツネ以外の動物からも

研究が進み、キツネ以外の動物にもエキノコックスが寄生していることが分かっています。

19世紀後半に毛皮目的で飼育されていたキツネのエサとしてアラスカからカムチャツカに野ネズミを持ち込んだのがエキノコックスの生息域を拡大。20世紀初めには千島列島まで広がりました。

日本にいなかったエキノコックスですが、大正末期に礼文島で毛皮とネズミ駆除を目的に千島から移入されたキツネに寄生し、100名以上の患者が発生したという歴史があります。

野ネズミを食べる動物には注意が必要です。野生化したアライグマの体内からエキノコックスの成虫が見つかりました。雑食性である犬もネズミを食べることがありますので放し飼いは禁物です。

エキノコックスと無縁ではない中で、改めて感染させない対策を皆さんも考えていかなければなりません。

生水は煮沸し、山菜なども十分に熱を加えることが大切です。こまめな手洗いも感染予防には有効な手段と言われています。

関税撤廃 反対

日本と地域の農業を 守るために

日本とオーストラリアとの間で農産物など重要品目の関税の撤廃問題が議論されてきました。

もし関税という仕切りがなくなると、北海道の農業や経済には大きな打撃となります。知事も関税の撤廃には強く反対の意思を表明。農畜産物が盛んな安平町においても例外ではありません。この問題が地域農業にどのような影響を及ぼすか検証してみます。

受けることとなります。

耕地面積はオーストラリアの170分の1

北海道の耕地面積は全国の4分の1を占めます。農家一戸当たりでは20haです。(安平町は耕地面積5,472.94haで一戸当たり16ha)。都府県の一戸当たりの耕作面積が平均1.8haに対して11倍の北海道ですが、世界の農業大国オーストラリア(3,385ha)と比べると170分の1しかありません。

関税が北海道の安定した農業を守っている

関税は、自国の産業を守るなど必要に応じて設定されるものです。農産物についての日本の平均関税率は11.7%で世界の中でも低い方だといえます。(グラフ①参照)

日本は食料を外国に依存しており、平成17年度のカロリーベースの食料自給率は40%です。(グラフ②参照)

オーストラリアから国内への輸入品の中で、牛肉、乳製品、小麦、砂糖の4品目が上位を占め、これらの品は北海道の主要農産物と競合することから「重要品目」として特に高い関税がかけられてきました。

もし、この関税が撤廃されると道内産の農作物の価格が暴落、北海道農業は大打撃を

これは大部分の食料が外国に頼っていることを示しており、このままの状態が続く、もし世界的な人口増加や地球温暖化など環境の悪化により食料の需給バランスが崩れると大きな影響が出てきます。

また、貿易の自由化で、農産物の輸入は年々増え日本の食料自給率は下がり続け、今

問題となつていている関税の撤廃が実施されるとさらに自給率を下げることは必至です。

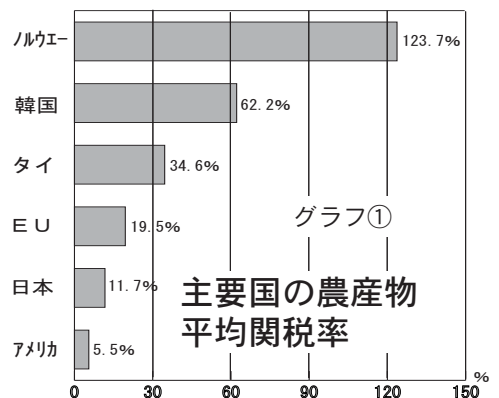
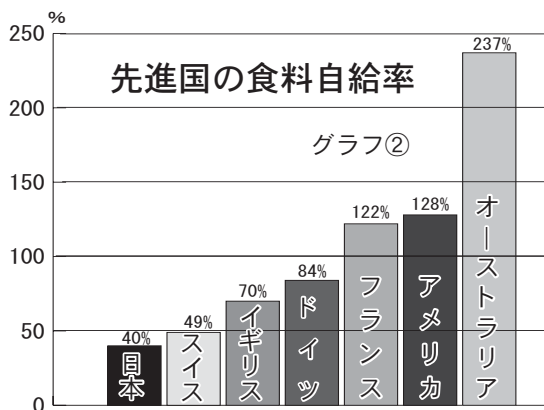
関税があることで地元産業や農家の経営が守られています。平成17年の調査では安平町には5,332haの耕地面積に1,179人の方が農業に従事しており、「関税撤廃」は、特に国内に豊かで広大な土地があり農業が盛んな北海道にとって深刻な問題です。

外国との輸出入には多国籍間が関わるWTO(世界貿易機関)と個別交渉によるEPA(経済連携協定)があります。

今回農業分野でオーストラリアと交渉となる中で関税の扱いが協議されることとなりますが、その目的である両国



苫小牧市で行われた「関税撤廃」反対のデモ行進(昨年12月27日)



間の経済効果が現れる内容でなければなりません。経営規模や価格などに配慮した公平な選択が下されるか関心を持つことが大切です。

「頑張る地方応援プログラム」に応募しました

総務省では、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」を平成19年度からスタートさせました。

本町では、平成19年3月に

安平町総合計画のまちづくりの基本的な方向性「恵まれた立地条件を活かしたまちづくり」及び重点プロジェクト「地域産業振興プロジェクト」を柱とした地域振興プロジェクトを策定し第1次募集に応募しました。

地域振興プロジェクトの概要

豊かな自然に恵まれた本町は新千歳空港・苫小牧港に近く、町内には北海道横断自動車道インターチェンジを有するなど陸海空の交通にも恵まれた地域です。

また、人口230万人以上を有する札幌都市圏まで直線距離で50kmあまりと北海道内で最大の消費地を間近にひかえていることから、食糧供給を中心とした経済的なつながりや人的・文化的な交流を強化することで、この地域の活力向上を図ります。

【プロジェクトの期間】

平成19年度～平成21年度

【取り組み内容】

□ 農林業振興対策

(3ヶ年事業費

28,695千円)

本町の基幹産業である農業の安定的発展を支える体制づくりに取り組み、地域の発展を担えるよう支援します。

また、林業の安定的な発展のみならず、環境保全、水源涵養(かんよう)、山地災害の防止などの観点か

る一方、新たな商業・サービス施設の立地を促進するとともに、商店街の景観改善や空き店舗対策を実施します。

□ 観光振興対策

(3ヶ年事業費

141,532千円)

本町を訪れた人が町内で回遊・滞在するしくみの構築を目指し、観光資源の発掘と既存資源の魅力向上、特産品を活かした新たな名物の創出、滞在型観光拠点の形成など、地の利を活かした観光振興を図ります。

□ 定住促進対策

(3ヶ年事業費

180,748千円)

地域の特性を活かした魅力ある宅地の検討に加え、既存住宅団地の販売を促進し定住者の確保を図るほか、ブロードバンド通信環境の整備や交通の利便性の確保など若い世代も暮らしやすい魅力あふれる地域づくりを進めます。

問合せ

企画課企画調整係

☎ 22 2751

安平町総合計画

基本テーマ

「くらしの笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち」

◎ テーマ実現のためのまちづくりの基本的な方向性

- ・生活重視のまちづくり
- ・豊かなこころを育む学びのまちづくり



- ・恵まれた立地条件を活かしたまちづくり
- ・住民と行政との協働によるまちづくり

◎ 安平町が目指すべき将来像を実現化するための重点プロジェクト

- ・安心生活創出プロジェクト
- ・循環社会形成プロジェクト
- ・住民参加のしくみづくりプロジェクト

- ・地域産業振興プロジェクト
- ・未来を担う人材育成プロジェクト



「頑張る地方応援プログラム」へ安平町「地域振興プロジェクト」として応募



国からの支援(地方交付税等による支援)

【関連ホームページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html>】

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H21)
転入者人口	468人(H17)	500人
民有林面積	5,759ha(H17)	5,759ha
事業所数	363ヶ所(H16)	365ヶ所
製造品出荷額	10,927百万円(H16)	11,000百万円
小売業年間商額 小売業年間商額	6,395百万円(H16)	6,400百万円
農業産出額	8,800百万円(H17)	9,000百万円

ら森林所有者に対する計画的な森林施業の奨励により森林保護を進めます。

□ 商工振興対策

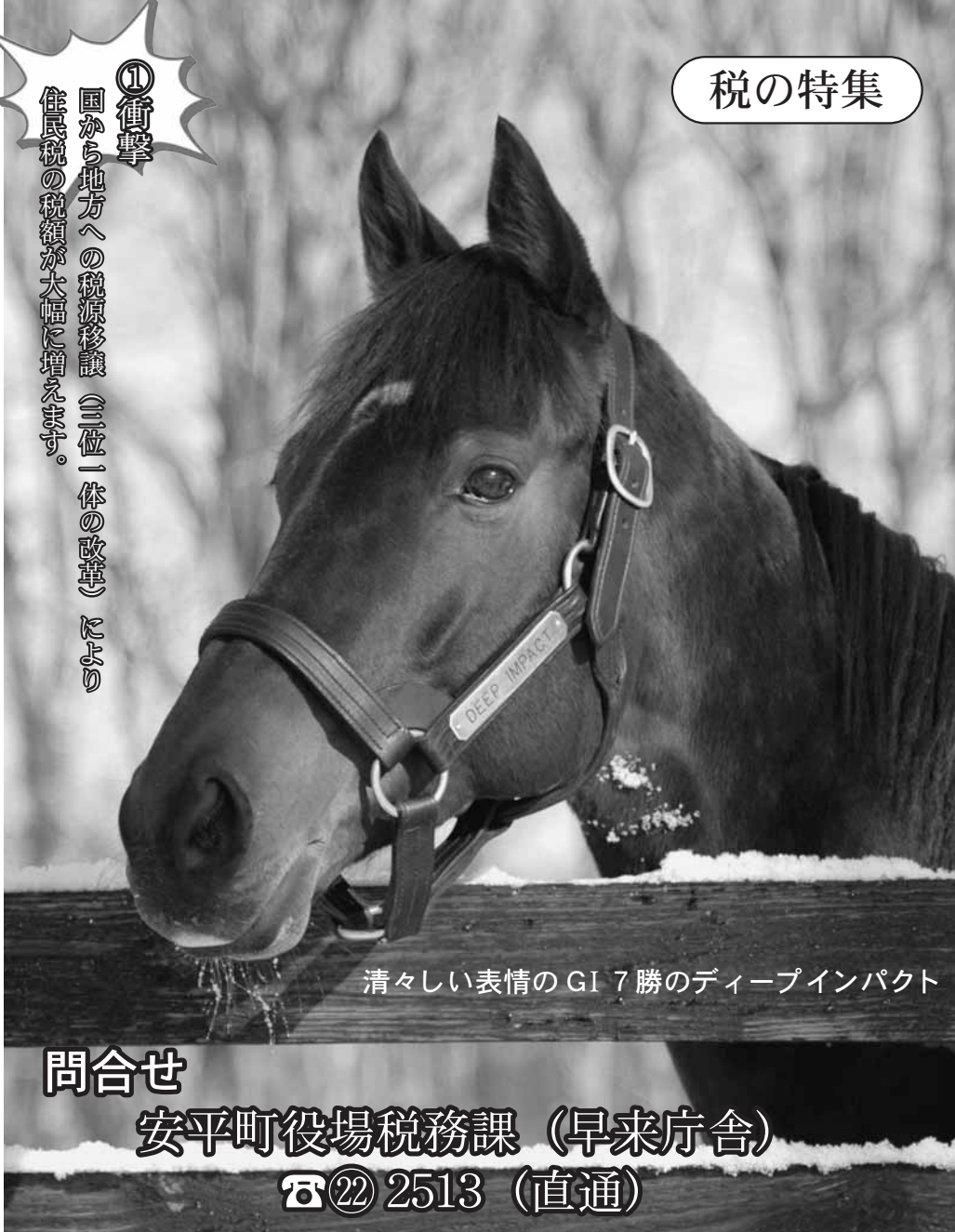
(3ヶ年事業費

143,015千円)

地域産業の振興では、軽工業の誘致とあわせ、最先端産業や研究開発型産業の誘致に向けた検討を進めるほか、地域資源を活用した新たな産業の創設を推進します。

商業の振興においては、足腰の強い商業経営の確立を図

①衝撃
国から地方への税源移譲（三位一体の改革）により
住民税の税額が大幅に増えます。



清々しい表情のGI 7勝のディープインパクト

問合せ

安平町役場税務課（早来庁舎）

☎22 2513（直通）

最初の納期の始めに納税
通知書をお送りします

やはり税金の通知書となると嫌なものです。ですが、安平町の行政を進める上で、税は貴重な自主財源です。どうかご理解の上、納税にご協力をお願いいたします。

また、何か事情がございましたら納税にお困りの方は、相談に応じますので、お気軽に税務課へお越しください。

なお、納税通知書をご覧になった際、納得しない、間違っている、と感じられることがあるかと思えます。その際は、納税通知書を受け取った日から60日以内に町長に対して異議の申し立てをすることができます。

減免について

リストラ、病気、災害などにより、昨年より著しく所得の減少した方には減免申請をお勧めします。ただし、著しい所得の減少の場合、対象となるのは、前年の所得が400万円以下（収入で560万円以

下）の方に限られ、また、資力の喪失や生活困窮から今後回復が見込まれ、生活に支障がないと認められるときには、減免に該当しない場合がありますので、ご承知おきください。いずれにしても、何らかの理由により、納税が困難な方については、税務課にお越しになり、納税相談されるようお願いいたします。

住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。

この住民税は、所得割と均等割から成り立っており、所得割も均等割もある一定以上の所得がある方について課税されます。なお、前年中に退職されていて、住民税は前年の所得（退職に係る分は除く）に対して課税されますので、ご留意ください。

最初にも述べましたが、本年度から税率のフラット化（一律10%の課税）により、負担が増えます。ですが、国税である所得税は、住民税が増えた分、減ることになります。詳しくは、今年1月と4月に皆

住民税の税率は、これまで3段階（5%・10%・13%）に分かれて課税されていましたが、平成19年度より一律10%の課税となります。昨年は年金控除額の引き下げ、老年者控除の廃止、定率減税の縮減等で大幅に税金が増えましたが、今年は税率のフラット化、定率減税の完全廃止で、さらに住民税が増えます。しかし、税源移譲ということなので、住民税が増える分、国税である所得税は減る（定率減税の廃止分は加味しません）こととなりますので、ご安心（？）を……。

様に配布しました、税源移譲に関するパンフレットをご覧ください。

国民健康保険税

今年度から、国民健康保険税の課税限度額が改正されています。

これまでは最高61万円でしたが、今年からは65万円になります。

内訳は、医療分が53万円から56万円に、介護分が8万円から9万円に引き上げられました。この改正は、それぞれ

平成9年度、平成15年度以来のものですが、給付額の増大が主な要因です。

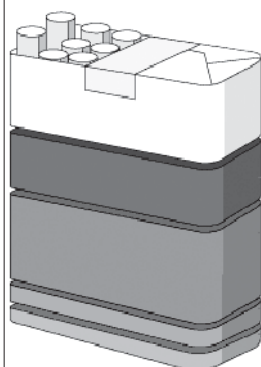
また、税率（所得割、資産割、平等割、均等割）の改正はありませんが、追分地区の皆様には経過措置がありますので、今年度は次のように引き上げられます。

【医療分】
均等割 21,500円
↓22,500円

【介護分】
均等割 4,500円
↓5,000円

たばこ税の仕組み

② 衝撃...



内訳

国たばこ税：71.04円 (23.7%)

地方たばこ税：87.44円 (29.1%)
(都道府県たばこ税：21.48円 市区町村たばこ税：65.96円)

たばこ特別税：16.40円 (5.5%)

消費税：14.29円 (4.8%)

※ 1箱300円商品の場合

たばこ税の負担合計：189.17円 / 箱 (63.1%)

たばこは税負担率が6割にもものぼる、わが国でも最も税負担の重い商品のひとつ

平等割 4,800円
↓5,000円
なお、来年度からは全町一律の税率に統一されます。

固定資産税



固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなった方

これは、2つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、3年経過による新築住宅の軽減が受けられなくなったかです。

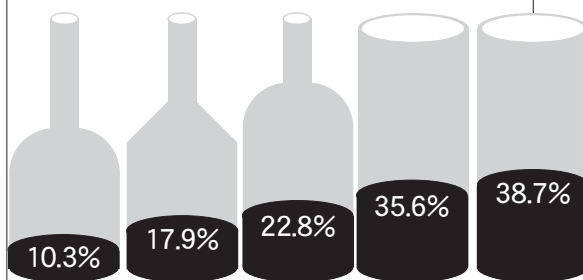
土地の課税標準額が上がったのは、「負担調整」といってバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げては税負担が大変なので、徐々に上げていく、という措置を講じているためです。

③ 衝撃...

酒税

一般的な希望小売価格に占める
税負担率（酒税+消費税）

ワイン 720ml 清酒 1800ml ウイスキー 700ml 発泡酒 350ml ビール 350ml



一方、新築住宅を建てた方は、3年間の税額が2分の1に軽減されています。3年経過すると、その軽減措置を受けられなくなり、軽減前の税額に戻ったというわけです。

税減額措置の創設

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成19年1月1日に存していた住宅のうち、65歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者又は障害者である者が居住し

また、同期間内に一定のバリアフリー改修工事が完了したもののについて、工事内容等を確認することができる書類を

添付して申告がなされた場合、当該住宅に係る固定資産税の税額（一戸当たり100㎡相当分までに限る）を、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3分の1が減額されるというものです。

「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事をもって充てる部分を除く）の合計額が30万円以上のものをいいます。

①廊下の拡幅②階段の勾配緩和③浴室の改良④手すりの設置⑤屋内の段差解消など
いずれにしても申告が必要になりますので、税務課へお越しください。

古紙の回収にご協力を お願いします!!

住民生活課
☎22 2940

4月からごみを減量化するため新聞、雑誌、ダンボール等の古紙の回収を市街地地区で実施しています。

古紙のリサイクルは、資源を有効に活用するためエネルギーの節約にもつながり、地球にとっても優しい取り組みです。皆さん一人ひとりのきちんとした「分別」が必要な条件となりますので、ご協力をお願いします。なお、農家地区についても実施の方向で検討していますので、ご了承ください。

古紙の回収日

各ごみステーションにお出してください。

□早来地区 第1・第3水曜日

□追分地区 第2・第4水曜日

（古紙回収は、資源物の収集車両とは別な車両で回収しているため収集する時間が異なりますので、ご了承ください。）

古紙の出し方

① [ダンボール類][新聞紙類][雑誌類]の種類ごとに分けて出す。

古紙は種類によって違う用途の紙に再生されるため、「分別」が必要です。



- ・ダンボール・厚紙(ティッシュボックス、お菓子・洗剤の箱など)
- *ダンボールに宅配便の伝票が張ってある場合は取り除き、ガムテープ・留め金などはそのままでも構いません。
- *ティッシュボックスは取り口のビニールを取り除き、お菓子などの箱は中のビニールやプラスチックなど、紙以外の部分を取り除いて箱を開きひもで束ねます。(ダンボールと一緒に束ねても構いません)



- ・新聞紙、折り込み広告、チラシ
- ・ピンで留められた雑誌(週刊誌など背中がホッチキスで留めてあり丸くなっている雑誌)
- ・コピー用紙
- *折り込み広告、チラシは新聞紙と一緒に束ね、雑誌は別に束ねると束ねやすくなります。



- ・糊付けされた雑誌(電話帳、通販カタログ雑誌など背中が糊付けされ角ばっている雑誌)
- ・封筒、はがき、たばこの箱、カレンダー、ポスター、パンフレット、包装紙など
- *どの種類か判断できない古紙は雑誌類と一緒に出してください。
- *窓空き封筒のフィルムは取り除いてください。(その部分をハサミで切って取り除いても構いません)
- *カレンダーの金具などは取り除いてください。
- *雑誌と一緒に束ねて出して構いません。

② 運搬の途中で散乱しないよう、しっかりとひもで縛って出してください。

小さな紙類などは、紙袋か不要な袋に入れて出してください。

③ 次のものは、古紙に混ぜないでください。

○圧着はがき(親展はがき) ○防水加工紙(紙コップ、紙皿、紙の食品容器など) ○油紙、写真、シール ○裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など) ○複合素材の紙(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの) ○感熱紙(ファックス用紙、レシートなど) ○金属クリップ類、プラスチック、セロハン、フィルム類などの紙以外のもの

*各学校や子供会でも古紙を含めた廃品回収が行なわれていますので、こちらのご協力もお願いします。

お年寄りの医療制度が変わります

後期高齢者医療制度がスタート

75歳以上の方は現在、国民健康保険や被保険者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」に移ることになります。

新しい制度の目的はなに？

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり維持可能なものとするため、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するものです。これまでの老人保健制度に替わり、新しく創設される後期高齢者医療制度は、平成20年4月から運営が始まります。

対象者（被保険者）はだれ？

・75歳以上の方。一定のしゅうがいのある65歳〜75歳未満の方

制度を運営するのはどこ？

制度は、道内全180市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は保険料徴収や窓口業務（申請・届出の受付等）を行います。

それぞれの主な業務

北海道後期高齢者医療広域連合	各市町村
◆被保険者の資格管理	◆資格管理に関する申請・届出の受付
◆被保険者証等の発行	◆被保険者証等の引き渡し
◆保険料の決定・賦課	◆保険料の徴収
◆医療給付に関する審査・支払い	◆医療給付に関する申請・届出の受付

保険料はどうなるの？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが支払うこととなり、原則として年金から天引きされます。（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます）また、健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を負担することになります。（2年間軽減される経過措置があります）

保険料率は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議合」で保険料条例を制定し、決定する予定です。

医療機関の窓口での自己負担はどうなるの？

現行の老人保健制度と同様に、1割負担（ただし現役並み所得者は3割負担）となります。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎011-290-5601
 国保年金課 国保老保係
 ☎22512

メールアドレス
 kokuhon@town.abirai.g.jp

北海道は福祉のまちづくりを推進していきます



福祉のまちづくりを推進していきます

平成19年度も北海道では、「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが気軽にまちな出かけ、建物や道路、公園などを安心して快適に利用することができる「福祉のまちづくり」を推進していきます。詳細については、お問合せください。

◎北海道福祉のまちづくりコンクール

バリアフリー化された建物やしようがいのある方、高齢者を支援する活動等を募集します。応募対象
 飲食店、スーパー、ホテル、病院などの公共施設で平成17年4月1日から平成19年7月6日までに完成したものの、しようがいのある方、高齢者の自立・社会参加を支援する活動。

募集期間 7月6日（金）まで（当日消印有効）

◎福祉環境アドバイザー派遣事業

建物のバリアフリー整備や

人材の養成などのまちづくり、福祉に対する関心を高める授業の専門家派遣します！
 建築物の整備、福祉を担う人材の養成、福祉に関する教育の推進等に係る相談等に対して、アドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言等を行います。アドバイザーの派遣に係る費用は、北海道が負担します。

◎北海道福祉のまちづくり資金貸付制度

建物のバリアフリー整備に低利で融資します！
 ・公共的な施設を新築・増改築する民間事業者の方に低利で融資します。

・北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう出入り口の段差解消や自動ドア、エレベーター、車いす使用者用トイレなどの整備を行うことが必要です。

融資金額

1億円以内（新築は工事費の70%以内、一部改修は整備に要する工事費）

問合せ・応募先

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課福祉基盤グループ
 札幌市中央区北3条西6丁目

☎011-231-4111

一部を助成しています

特定疾患通院交通費

しょうがい者通所等交通費

安平町では特定疾患・しょうがいのある方々の健康回復と福祉の増進を図ることを目的に通院交通費と通所交通費の一部を助成をしています。
 (平成19年度よりしょうがい福祉サービス事業所(就労支援等)への通所に対する助成も始まりました。)

対象になる方は？

安平町に在住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方で、次のいずれかに該当する方

特定疾患通院交通費助成

- ・ 特定疾患者として北海道特定疾患対策協議会の認定を受けた方
- ・ 小児特定疾患で治療を受けている方
- ・ 20歳未満で保護者の介添が必要な場合は、介添人一人に限り助成します

しょうがい者

通所等交通費助成

- ・ しょうがい福祉サービス事業所(通所施設)に通所する方

- ・ 腎臓機能障害により人工透析を受けて、身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 自立支援医療(精神通院医療及び育成医療)を受けている方

療育手帳を受けている方。
 また、その疑いを持つて判定、診察、診断、治療、訓練、観察、検査、及び相談を受けようとする方。

- ・ 20歳未満で保護者の介添が必要な場合は、介添人一人に限り助成します。

助成を受けるには？

助成金を受ける方は次の書類を提出してください。

◆資格申請(年1回)

通院・通所交通費助成金受給資格申請書

※助成対象であることが証明できるものを持参してください。(受給者証、障害者手帳等)

◆助成金交付申請(年3回)

通院・通所交通費助成金交付申請書

通院・通所交通費助成金交付申請額算出内訳書

通院・通所証明書

交通費の計算は？

北海道内の医療機関(町内医療機関は除く)へ通院に要した交通費のうち鉄道利用にあつては普通旅客運賃及び特別急行料金(ただし、片道50km以上に限る)、路線バス利用の場合はその運賃として、

それぞれの2分の1以内を助成します。
 助成の交付申請は年3回とし、4か月分まとめて請求となります。

問合せ

健康福祉課障害者福祉係
 (ぬくもりセンター)

☎254555

助成期間	提出期限	提出先
※資格申請	平成19年7月10日	健康福祉課 (ぬくもりセンター)
平成19年4月1日 ～7月31日	平成19年8月10日	
平成19年8月1日 ～11月30日	平成19年12月10日	
平成19年12月1日 ～平成20年3月31日	平成20年4月10日	

早来庁舎住民総合相談室

お知らせ

児童手当を受けている方へ 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載していただき、引き続き手当を受ける条件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当の支給が停止されることがありますので、必ず提出してください。なお、用紙については郵送しますが、届かない場合は連絡願います。現況届に必要な添付書類

健康保険証、前住所地の市町村が発行する平成18年分所得証明書(平成19年1月1日現在安平町に住所がない方のみ提出となります)

提出先

追分地区

健康福祉課(ぬくもりセン

ター内)

早来地区

早来住民総合相談室

受付期間 6月1日(金)

6月29日(金)

3歳未満のお子様
の児童手当
月額が平成19年4月分より変更されました。

3歳未満

第1子・第2子

月額5,000円

↓月額10,000円

第3子目以降(変更無し)

月額10,000円

↓月額10,000円

*3歳以上児についての変更はありません。

問合せ

健康福祉課児童福祉係

☎254555

「美しい日本の粹」の 公募について

ただいま内閣官房「美しい国づくり」推進室では、「美しい国づくり」プロジェクト第1弾として「美しい日本の粹」と題して「美しい日本の粹」と題して「日本らしさや日本ならではのものを募集しています。

募集内容

次の2つについて、それぞれ日本語で応募ください。

・日本の「らしさ」ならでは「美しい日本の粹」とは何ですか(31字以内)

・それを選ぶ理由、またそれはあなたの日々の暮らしの中でどのようなものとして表れていますか(百字以内)

応募方法

募集内容をまとめたもの、氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先(電話番号又はメールアドレス)を明記の上、次のいずれかで応募ください。

応募宛先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-2-2

虎ノ門30森ビル1階

内閣官房「美しい国づくり」推進室「美しい日本の粹」係

募集期間 6月22日(金)まで(当日消印有効)

問合せ

内閣官房「美しい国づくり」推進室

☎03-5472-1350

次

の2つについて、それぞれ

日本語で応募ください。

日本の「らしさ」ならでは

「美しい日本の粹」とは何

ですか(31字以内)

それを選ぶ理由、またそれは

あなたの日々の暮らしの中で

どのようなものとして

表れていますか(百字以内)

応募方法

募集内容をまとめたもの、

氏名、年齢、性別、職業、住所、

連絡先(電話番号又はメール

アドレス)を明記の上、次のい

ずれかで応募ください。

「美しい国づくり」プロジェ

消防署からのお知らせ

追分地区において春の消防演習を実施します。当日は、消防車両がサイレンを鳴らしながら、追分中央の廣仁会ふるさとおいわけまで走行します。皆様にはご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。



日時 6月8日(金)13時40分

問合せ 消防署追分出張所

☎252119

日本赤十字社資募集 を行います

募集期間 6月5日(火)

7月4日(水)

※今年も皆様のもとを、早来地区は各自治会の班長・組長さん、追分地区は日赤奉仕員が善意の呼びかけに訪問しますので、ご協力をお願いします。

問合せ

日赤安平町分区事務局(健

康福祉課内) ☎254555

公共下水道工事(追分 処理区)に伴う交通規 制のお願い

公共下水道工事を実施することに伴い交通規制(片側交互通行及び通行止)を行いますので現場の指示に従ってください。

また、工事期間中何かとご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

交通規制期間(予定)

6月6日(水)

10月31日(水)

施工業者

西村建設株式会社

問合せ 第2水道課下水道係

☎252425



献血にご協力を!!

実施日	場 所	時 間
6月14日 (木)	追分公民館	10時00分～ 10時40分
	ぬくもりセンター	11時00分～ 12時00分
	役場追分庁舎	13時30分～ 16時00分

税務職員募集

詳細についてはお問合せください。

受験資格
昭和61年4月2日～平成2年4月1日生まれの方
試験の程度 高校卒業程度
申込期間 6月26日(火)～7月3日(火)

問合せ 苦小牧税務署総務課
0144-32-3165

**平成19年度
第2次狂犬病
予防注射**



平成19年度の犬の登録及び狂犬病予防注射を4月、5月に実施しましたが、次の日程で2回目の集団予防注射を実施します。
今回の狂犬病集団予防注射は、今年度最後となりますので都合によりまだ受けていない犬は忘れずに接種するようお願いいたします。

月日	地区	時 間	実施場所
6月17日(日)	追分	8時30分～9時15分	追分公民館駐車場前
		9時25分～10時10分	追分白樺2丁目鹿公園前
		10時20分～11時05分	追分若草2丁目旧大井商店前
		11時15分～11時50分	役場追分庁舎
	早来	13時10分～13時35分	安平消防会館前
		13時45分～14時00分	北進会館前
		14時10分～14時40分	胆振東部消防組合安平支署前
		14時55分～15時25分	遠浅消防会館前
		15時35分～15時55分	胆振農場6棟前
		16時05分～16時20分	金川牧場前

対 象 生後91日以上の子犬
狂犬病予防
毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。(注射は獣医師会が実施し、注射済票を渡します)
注射料 3,040円(注射済票代込)
登録料 3,000円(新規の犬のみ)
飼い犬の登録・転入・死亡届の受付は、随時行なっていますので住民生活課環境衛生係へご連絡ください。
問合せ 住民生活課環境衛生係
☎2940

*今回は、往診は実施しませんので上記会場へお越しください。

苦小牧市医師会休日当番実施医療機関

(診療時間9時～17時)

6月(内科)	6月(外科)
10日 とまこまい北星クリニック 沼ノ端168 ☎57-8000	10日 同樹会苦小牧病院 新中野町3 ☎36-1221
17日 みなかみ医院 新中野町3 ☎32-2335	17日 苦小牧日翔病院 矢代町2 ☎72-7000
24日 横山内科消化器科 川沿町4 ☎74-0011	24日 神谷病院 桜木町2 ☎71-2351
7月(内科)	7月(外科)
1日 勤医協苦小牧病院 見山町1 ☎72-3151	1日 神島整形外科 光洋町2 ☎72-1321



苦小牧夜間休日急病センター(苦小牧市旭町2丁目) ☎35-0001
○科目 内科、小児科
○診療時間 平日:19時～翌朝7時 土曜:14時～翌朝7時
日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3):9時～翌朝7時

再任されました



豊島 滋 (57歳)

任期満了に伴い、5月2日に開催された臨時教育委員会の席上で、豊島教育長が再任されました。

任期は、平成19年5月2日から平成23年5月1日までです。

善意

(4月21日～5月25日受付) 町へ

農業振興のため

○山口清さん(追分弥生)

鹿公園動物小屋へ

クジャク2羽(雄1羽、雌1羽)

○高野悟さん(安平)

町道補修資金として

○追分地区土砂生産協議会

理事長 松村忠至

社会福祉協議会へ

車いすのタイヤの空気入れ

譲ってください



早来保育園では、園事業でスクールバスを利用していますが、バス移動のためのジュニアシートが不足しております。

不用になったものがありましたらご連絡ください。

問合せ 保護者会 茂地 ☎② 4755

○真保生紀さん(早来大町) 香典返しにかえて

○山口清さん(追分弥生)

○藤枝勇さん(追分本町)

篤志寄付

○小塚恵子さん(早来新栄)

広報あびら5月号点訳

○安平町点訳赤十字奉仕団

北進自治会へ

香典返しにかえて

○坂田好雄さん(苦小牧市)

合計 393,000円

4月より町広報配布日が 毎月5日と20日に変更になりました

町広報配布日が変わりました。

広報あびらの配布日は従来どおり毎月5日、笑顔(スマイル)は毎月25日が20日に変更になりました。

なお、笑顔(スマイル)6月号の配布日は、20日(水)、広報あびら7月号の配布日は、5日(木)が配布日となります。

総務課総務係 ☎② 2511

新規採用 4月1日付

健康福祉課

母子保健係

谷永智崇

よろしく願います。

お誕生おめでとう申し上げます

堀 春花

3/22 (女・貴裕) 追分旭

丸岡 甚太

4/14 (男・智明) 追分花園

鎌田 昂汰

4/23 (男・健晴) 追分本町

末森 菜々

4/28 (女・信吾) 追分旭

宮浦 楓

5/6 (女・優作) 早来栄町

ご結婚おめでとうございます

佐藤 嘉晃 (早来大町)

木戸 亜裕美 (早来大町)

國分 義政 (千歳市)

兜谷 芳美 (早来北進)

上田 直陽 (早来栄町)

陳 詩禹 (中国)

山崎 基巧 (早来大町)

牧野 奈美 (苦小牧市)

奈良 裕也 (安平)

盛田 史美 (青森市)

お悔やみ申し上げます

茂庭 道子 5/5 (85) 遠浅

藤枝 平五郎 5/5 (75) 追分本町

中村 喜一 5/22 (90) 追分緑が丘

公営住宅・特公賃住宅・町営

住宅の入居者募集は、笑顔(スマイル)をご覧ください。

マチの人口・世帯

総人口 9,245人(+3)
 男性 4,620人(-3)
 女性 4,625人(+6)
 世帯数 4,223世帯(+3)
 (平成19年5月31日現在)

交通事故死 ゼロ運動

平成19年5月31日現在 744日

運転免許証更新時講習

		7月	時間	場所
一講	般習	4日・11日・17日・19日・26日	10時00分	苦小牧市 交通安全センター
		6日・13日・24日	13時30分	
優講	良習	3日・5日・6日・10日・12日・13日 18日・20日・24日・25日・31日	10時00分	
		4日・17日	13時30分	
		11日・26日	15時30分	

このほかの講習日程(違反・初回)については、苦小牧警察署にお問合せください。☎ 0144・35・0110

元気に 大きくな～れ!



三浦 ^{ゆうな} 結菜ちゃんとお母さんの由起子さん



若松 ^{こゆき} 小雪ちゃんとお母さんの由紀子さん



シューマッハー マシュー・ジェームズくんとお母さんのキムさん
Schumacher Matthew James & his mother Kim

CHILD & MOTHER

表紙

子どもチャレンジ塾
5月20日町民の森

編集後記

先日、自転車で自宅周辺を散策しました。

いつもは何かと自動車に頼ることが多く、自動車に乗っていると見逃してしまいがちな道路わきに咲く小さな花や草木の緑。

また、爽快に風を切りながらのサイクリングは、自然や季節を感じられとても心地よいひと時でした。

(T)

最近高校生や大学生の間で麻疹(はしか)が流行している。ワクチンの副作用が社会問題となった時期と重なり、親の判断で注射をさせなかつた子供もいたという。

集団接種の功罪は後にならないと判らないが、病に苦しむ若者は子供のころに予防接種をしなかつたことを悔やんでいるかもしれない。受けるか受けられないか強制力がないだけに難しい問題だと感じる。

(N)

発行

安平町 企画編集／企画課広報広聴係

☎059-11595

勇払郡安平町早来大町95番地 ☎0145-2511